

# 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（案） 概要

厚生労働省年金局事業管理課

## 1. 改正の趣旨

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、報酬、賞与又は賃金（以下「報酬等」という。）のうち通貨以外のもので支払われるものの価額（以下「現物給与価額」という。）については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項において厚生労働大臣が定めるとされており、その具体的な額については厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）により告示している。

今般、現物給与価額をより現在の実態に即したものとするため、食事及び住宅で支払われる報酬等に係る現物給与価額について見直しを行う。

## 2. 改正の概要

食事では支払われる報酬等に係る現物給与価額については、1 人当たりの食料費（総務省統計局「家計調査」より算出）に、食料に係る都道府県ごとの消費者物価地域差指数（総務省統計局「小売物価統計調査」より算出）を乗じて、都道府県ごとの価額を定めている。

また、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与価額については、全国平均の給与住宅の居住室部分 1 畳当たりの家賃・間代（総務省統計局「住宅・土地統計調査」により算出）から全国平均の専用住宅の居住室部分 1 畳当たりの家賃・間代（総務省統計局「住宅・土地統計調査」により算出）を除いた数値（以下「給与住宅指数」という。）を求める。その上で、都道府県毎の専用住宅の居住室部分 1 畳当たりの家賃・間代（総務省統計局「住宅・土地統計調査」により算出）に給与住宅指数を乗じて都道府県毎の価額を定めている。

今般、総務省統計局より、令和 6 年分の「家計調査」、「小売物価統計調査」及び令和 5 年分の「住宅・土地統計調査」が公表され、上記方法により算出した価額に変更が生じたため、食事及び住宅で支払われる報酬等に係る現物給与価額を別紙のとおり改めることとする。また、事務の簡素化及び効率化のため、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与価格については、居住室面積ではなく総面積を算定対象とし、畳数ではなく平米数により面積あたりの単価を定めることとする。

## 3. 根拠条項

- ・健康保険法第 46 条第 1 項
- ・船員保険法第 22 条
- ・厚生年金保険法第 25 条
- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 2 条第 3 項

## 4. 施行期日等

告示日：令和 8 年 3 月中旬（予定）

適用日：令和 8 年 4 月 1 日（住宅に関する改正については令和 8 年 10 月 1 日）